労働者派遣事業に関するマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、 毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に 支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。 (法第23条第5項)下記に当社における情報提供項目を公開致します。

派遣労働者の人数	1名
派遣先の数	1社
労働者派遣料金(1日あたりの平均額)	28,863円
派遣期間中の派遣労働者の賃金 (1日あたりの平均額)	16,250円
マージン金額	12,613円
マージン率	43.6'%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育

対象期間 令和4年7月~令和5年6月

マージン金額の主な内訳

- ・事業主が負担する社会保険料(厚生年金保険・健康保険)
- ・事業主が負担する雇用保険料・労災保険料
- ・内勤社員(営業、労務、事務)の給料及び社会保険、雇用保険負担
- ・人材募集に関わる広告宣伝費
- ·事務所家賃、光熱費
- ·営業経費(交通費、通信費)

令和6年4月 株式会社EKCネットワークス